

米国市民権と課税

1 香港における越境出産

本稿のタイトルとは異なるが、少し前の新聞報道等によれば、香港では、中国本土から妊婦が香港において越境して出産をすることが社会問題となり、香港ではこれを制限する見通しといわれていた。この問題の根底には、香港において生まれた子供に対して香港の永住権を与えるという制度があるからである。

本稿では、米国の市民権を有する個人は、世界のどこで居住していたとしても、米国において無制限納税義務を負うという法的帰属に基づく課税を行っている米国の例を検討する。米国では、香港とは逆に、米国における課税を嫌って米国市民権を放棄する動きもある。本稿は、米国市民権、米国国籍及びグリーンカード等の相違を整理する。

2 米国国籍と市民権

国籍とは、人が特定の国の構成員であるための資格のことであり、米国の市民権とは、米国市民としての権利と義務のことである。米国憲法修正第14条第1節には、市民の権利の規定があり、そこでは、米国において出生、又は帰化し、その管轄権に服する全ての人は、米国及びその居住する州の市民である、という規定がある。米国の場合、国籍と市民権はほとんど同義に使用されているが、米国国籍の場合は、市民権を有する人よりも広い範囲の人を含みうるのである（山田英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版 2010年 575頁）。

例えば、米国国籍を有する人には、米国以外に、米領サモア、スウェイン諸島（米領サモア

に隣接する珊瑚礁からなる小さな島々）において生まれた人も米国国籍を有することになるが、これらの人は市民権がないのである。このように、米国の場合、米国国籍を有するが市民権のない人が存在することになる。このような事態もあることから、厳密にいえば、米国国籍を有する人の全てが米国市民ということにはならないのである。

3 グリーンカード

米国では、外国人に永住権を与えた証明書としてグリーンカードが発行されている。このグリーンカードの取得方法にはいくつかの方法があるが、米国における課税では、グリーンカードを所有する外国人は、米国市民と同様に米国において無制限納税義務を負うことになる。

4 出生地主義

米国国籍及び市民権（以下「米国市民権等」という。）を得るためにには、米国市民権等を有する両親から生まれる子供は米国市民となるが、外国人の両親であっても、その子供が米国国内で出生すれば、米国市民権等を有することになる。日本は血統主義であることから、日本国籍を有する人とは、子供の父親又は母親が日本国民であった場合、或いは、日本に帰化した人ということになる。

例えば、日本国民である夫婦がその子供を米国国内で出産した場合、その子供は、米国市民権等を有することになるが、同時に、日本国籍も有することになる。この場合、日本の国籍法では、重国籍を認めないと立場から20歳から2年間に国籍の選択をすることが必要となる。

Topics of International Taxation

国籍法の第11条(国籍の喪失)第1項では、「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と規定され、同条第2項では「外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う。」となっている。そして、第14条(国籍の選択)では、「外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなった時が20歳に達する以前であるときは22歳に達するまでに、その時が20歳に達した後であるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。」と規定されている。

5 米国市民権等を有する人が外国において出生した場合

米国は出生地主義を採用していることはすでに述べたが、その場合、米国市民権等を有する人(以下「米国人」という。)が米国外で子供を出生した場合にどうなるのかという疑問が生じる。これについて、東京の米国大使館のサイト(<http://japanese.japan.usembassy.gov/jacs/tacsj-acquisition.html>: アクセス2016年3月14日)にある資料に基づいていくつかの場合に分けて説明する。

(1) 両親が米国人の場合

両親が米国人で、両親のいずれかが子供の出生前に米国、米領サモア、スウェイン諸島のいずれかの場所に居住していれば(居住年数に関する規定はない)、その子供は米国国籍になる。米国は出生地主義という基準で判断すると誤解するようであるが、米国人になるためには、両親が米国人の場合、両親のいずれかが子供の出生前に米国、米領サモア、スウェイン諸島のいずれかの場所に居住していることが条件となることから、日本に勤務する米国人社員の夫婦が日本で子供を出産しても、その子供は米国人ということである。

(2) 米国人と外国人の間に外国で子供が生ま

れた場合

1986年法律改正があり、現行の規定では、1986年11月14日以降に米国、米領サモア、スウェイン諸島以外の場所で、米国人と外国人の間に子供が生まれた場合、米国人の親が、子供の出生前に米国、米領サモア、スウェイン諸島のいずれかの場所に合計5年以上(この5年間のうち2年間は14歳以降)居住していれば、その子供は米国人になる。

(3) 父親又は母親が米国人で、海外で非嫡出子が生まれた場合

非嫡出子とは法律上の婚姻関係のない男女間に生まれた子供のことであるが、父親が米国人の場合、その父親が子供の出生前に米国、米領サモア、スウェイン諸島のいずれかの場所に合計5年以上(この5年間のうち2年間は14歳以降)居住していれば、その子供は米国人になる。母親が米国人の場合、その母親が子供の出生前に継続して1年以上米国に居住したがあれば、その子供は米国人になる。

6 グアム・サイパン島等の法的な地位

グアムは、米国の税法である内国歳入法典では、米国属領(possession)ということになっている。内国歳入法典の条項(例えば、第931条、937条等)では、グアムの他に、プエルトリコ、米領サモア、米領バージン諸島、北マリアナ諸島が属領となっている。

外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関して、日米間の声明(国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明)では、「米国の準州」に、米領サモア、北マリアナ諸島自治連邦区、グアム自治連邦区、プエルトリコ、米領バージン諸島が含まれている。

中央大学商学部教授

矢内 一好